

農 業 経 済 課

【主な所掌事務】

（調整・六次産業化チーム） ・課内の調整・企画 ・6次産業化の推進 ・女性起業者の育成 ・地産地消の推進 ・卸売市場の指導	（金融・団体指導チーム） ・各種農林水産制度資金 ・農業・漁業信用基金協会 ・農協・漁協等の指導 ・農業共済組合の指導 ・農事組合法人の指導	（団体検査チーム） ・農協、漁協、森林組合、農業共済組合の業務・会計の検査
--	---	--

事業名		6次産業化総合支援事業【地域活性化対策基金】			担当		調整・6次産業化チーム	
事業年度		平成26～	事業主体	県、農林漁業者、農林漁業者団体等		当初予算額		18,066 千円
事業目的	農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、経営の多角化や食品製造業等の異業種との連携を促進し、農林漁業者の6次産業化の取組を総合的に支援する。				財源内訳	国庫	10,220 千円	
						繰入金	7,846 千円	
実施内容	1 6次産業化サポート体制強化事業 7,379千円（◎7,220千円、㊦159千円） 関係機関・団体による協議会を開催し、6次産業化に係る情報交換を行うとともに、県農業公社にサポートセンターを設置し、専門家の派遣等による相談活動を行う。 （1）秋田県6次産業化推進協議会の開催 各団体の取組状況や課題・方策等に関する情報交換 （2）6次産業化サポート事業 専門家（プランナー）の派遣による経営改善支援等							
	2 異業種連携促進活動推進事業 10,687千円（◎3,000千円、㊦7,687千円） 農業経営体と食品製造事業者等の異業種による連携体を形成し、商品開発や販路開拓の取組を支援するほか、米粉を活用した新商品等を広く周知する。 （1）産地立地型加工プロジェクト推進事業 ①対象者 農産物加工連携体（農林漁業者、食品製造事業者、金融機関等により構成） ②補助率 1／2以内（上限100万円／件） ③実施件数 2件 （2）6次化商品・地産品PR活動事業 6次化商品等を広く周知するPRイベントの開催 （3）米粉利活用促進事業 米粉を活用した新商品開発等の取組支援 ①助成対象 食品製造事業者による新商品開発や販路開拓 ②補助率 1／2以内（上限30万円） ③実施件数 5件							

事業名		青果物・花き価格安定対策事業		担当	調整・六次産業化チーム	
事業年度		昭和48～	事業主体	(公社) 秋田県青果物基金協会、(独) 農畜産業振興機構		
事業目的	青果物や花きの生産振興と消費者への安定的な供給を図るため、国・県・生産者等の負担金を財源とする基金を造成し、価格が一定水準以下に下落した場合に生産者に価格差補給金の交付を行う。			財源内訳	一般	21,078 千円
実施内容	1 特定野菜価格安定事業			5,415千円 (⊖5,415千円)		
	(1) 事業内容			指定野菜以外の特定野菜(すいか、生しいたけ、えだまめ等)の価格が低落した場合に生産者へ補給金を交付する。		
	(2) 事業主体			(公社) 秋田県青果物基金協会		
	(3) 造成負担割合			国1／3、県1／3、生産者1／3		
	2 秋田県園芸作物価格補償事業			15,615千円 (⊖15,615千円)		
	(1) 事業内容			野菜(キャベツ、ねぎ等)・花き(輪菊、小菊)の27品目の価格が低落した場合に生産者へ補給金を交付する。		
	(2) 事業主体			(公社) 秋田県青果物基金協会		
	(3) 造成負担割合			県4／10以内、市町村・全農・JA各1／10、生産者3／10		
	3 指導事務費			48千円 (⊖48千円)		

事業名	地産地消推進事業			担 当	調整・六次産業化チーム
事業年度	平成23～	事業主体	県、秋田県ごはん食推進会議	当初予算額	900 千円
事業目的	「地産地消」を推進し、県産農林水産物や6次化商品の消費拡大を図るため、生産者や食に関わる団体等が連携したイベントによるPR活動やポスター等を活用した啓発活動等を行う。			財 源 内 訳	一 般 900 千円
実施内容	1 「あきた産デーフェア」の開催 200千円（◎200千円） （1）実施内容 県産農産物や6次化商品の直売、女性起業家等のパネル展示等の実施。 （2）事業主体 県 2 米消費拡大推進組織の活動強化事業 700千円（◎700千円） 「秋田県ごはん食推進会議」の活動を支援し、県内での消費拡大運動の盛り上げを図る。 （1）実施内容 ①朝ごはんモーニングキャンペーンの実施 ②全国大会出場高校への激励米の贈呈 ③米消費拡大広報宣伝活動の実施 （2）事業主体 秋田県ごはん食推進会議				

事業名	次世代あきたアグリヴィーナス応援事業			担 当	調整・六次産業化チーム
事業年度	令和元～	事業主体	県、直売所運営組織等	当初予算額	3,308 千円
事業目的	女性が生き生きと活躍する場を創出し、農業の魅力アップを図るため、女性農業者の感性を生かした起業活動を支援する。			財 源 内 訳	国 庫 1,603 千円 一 般 1,705 千円
実施内容	1 あきたアグリヴィーナス育成事業【地域女性活躍推進交付金】 2,168千円（◎1,083千円、◎1,085千円） 農産加工等の起業活動に取り組む女性農業者を確保・育成するとともに、女性経営者の下での実践研修を実施し、地域をリードする女性農業者を育成する。 （1）起業活動研修会の開催 ①対 象 者 若手女性農業者 ②実施内容 漬物など農産加工品の技術習得研修、女性農業者交流会の開催 （2）アグリヴィーナスネットワークの活動支援 ①対 象 者 ネットワーク会員 ②活動内容 アグリビジネス実践研修、商品開発支援、活動報告会の開催 （3）起業活動のトップランナーによるマンツーマン指導 ①対 象 者 事業拡大を目指すネットワーク会員（2名） ②実施内容 トップランナー（女性経営者）の下での販売力強化に向けた研修の実施 2 直売所魅力アップ支援事業【デジタル田園都市国家構想交付金】 1,140千円（◎520千円、◎620千円） 女性農業者の活躍の場である直売所の販売額の向上を図るため、売場改善や新商品開発等を支援する。 （1）直売所魅力アップ支援事業 ①対 象 者 直売所運営組織等（2件） ②助成対象 売場改善（ポップ、陳列棚）、新商品開発、体験メニュー等の実施に要する経費 ③補助率等 1／2以内（上限25万円／件） （2）直売所の経営改善手法習得・実践研修の実施 ①対 象 者 普及指導員（各地域振興局1名） ②実施内容 売上分析演習や品揃え対策に係る実践研修 （3）全県研修会の開催 ①対 象 者 直売所運営組織 ②実施内容 経営改善を行った直売所の事例紹介等				

事業名				秋田県特別栽培農産物認証システム改修事業				担当		調整・六次産業化チーム			
事業年度		令和6～		事業主体		(公社)秋田県農業公社				当初予算額		2,992 千円	
事業目的	サキホコレの特別栽培標準化に伴う認証件数の大幅な増加に対応するため、認証システムの改修費用を助成する。							財源内訳	一般	2,992 千円			
実施内容		1 秋田県特別栽培農産物認証システム改修事業 (1) 実施内容 特裁認証制度の認証機関である(公社)秋田県農業公社に対し、認証システムの改修費用を助成 (2) 対象者 (公社)秋田県農業公社 (3) 補助率 定額											

事業名		農業近代化資金等対策事業			担当	金融・団体指導チーム		
事業年度		昭和36～	事業主体 県			当初予算額	155,404 千円	
事業目的	農業者に対し民間融資機関が融資する長期かつ低利の資金の円滑な融通を図り、農業経営の近代化に資するため、利子補給等を行う。					財源	一般	155,404 千円
実施内容	1 農業近代化資金利子補給費補助金					132,020千円（○132,020千円）		
	[利子補給率]							
	資金種類		基準金利	利子補給率(%)			貸付利率	
			(%)	国(長期協会)	県	市町村	(%)	
	個人施設		2.35	—	1.25	—	1.10	
	うち認定農業者特例		2.35	0.15～0.50	1.25	—	0.60～0.95	
	共同利用施設		1.60	—	0.50	—	1.10	
	※利率は令和6年3月18日現在							
	※令和6年度新規融資枠					36.6億円		
	※債務負担行為限度額					451,646千円（令和7～26年度）		
2 特別準備金補助金（農業近代化資金分）					23,360千円（○23,360千円）			
保証責任準備金					16,463千円（a）			
求償権償却引当金見合分					18,576千円（b）			
(a + b) × 2 / 3（補助率） = 23,360千円								
3 事務費					24千円（○24千円）			

事業名	農業経営負担軽減対策事業			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	3,571 千円
事業目的	農業経営の改善を図ろうとする農業者の既往負債の負担を軽減するため、農協等が融資する農業経営負担軽減支援資金の利子補給等を行う。			財源内訳	諸収入 51 千円 一般 3,520 千円
実施内容	1 利子補給費補助金（県定額） 3,241千円（◎51千円、○3,190千円） 2 特別準備金補助金 99千円（○99千円） （保証責任準備金見合分 30,000千円－償還見込額5,400千円）×6／1,000×2／3（補助率） 3 指導事務費 12千円（○12千円） 4 再チャレンジ事業による特別利子補給費補助金 219千円（○219千円） 秋田県農業再生委員会の認定に基づき借り換えした農業経営負担軽減支援資金に特別利子補給を行う。 （再チャレンジ事業実施期間 H21～23） （1）利子補給先 農業協同組合 （2）利子補給率 0.20％～0.70％（借入者負担利率が1.0％となるように特別利子補給） （3）期首残高 43,752千円				
参考	農業経営負担軽減支援資金の概要（令和6年3月18日現在） （1）原 資 農協系統原資（基準金利 2.35％） （2）貸付利率 1.10％（利子補給率 1.25％） （3）借換対象 営農負債（貸付金利が5％を超える制度資金も含む） （4）令和6年度新規融資枠 3千万円 ※債務負担行為限度額 2,954千円（令和7～21年度） ※（公財）農林水産長期金融協会から、県の利子補給費の1／10が補助される。 ただし、平成23年1月以降の新規交付決定分は利子助成の対象外。				

事業名	農業経営改善促進資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	平成6～	事業主体	県	当初予算額	155,867 千円
事業目的	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、計画に即して規模拡大その他の経営展開に必要な短期低利の運転資金を農協系統資金等から融通するための原資を、秋田県農業信用基金協会に無利子で貸し付ける。（通称：スーパーS資金）			財源内訳	諸収入 155,867 千円
実施内容	1 農業経営改善促進資金預託金貸付金 国及び県の原資を農業信用基金協会へ貸し付け、協会が自らの借入分と合わせて融資機関（農協、銀行等）へ預託し、融資機関は3倍協調して農業者へ貸し付ける。 （1）貸付利率 1.50％（令和6年3月18日現在） （2）貸付対象者 認定農業者 （3）償還期間 経営改善計画期間中、最大5年 （家畜の飼養、永年性植物の栽培等、生産に1年以上を要する場合は、最大8年） （4）貸付限度額 個人 500万円、法人 2,000万円 （畜産経営又は施設園芸経営を営む場合は各々の4倍） （5）貸付方式 極度額方式による当座貸越、手形貸付又は証書貸付。 （6）資金使途 農業経営改善計画等の達成のために必要な運転資金。ただし、既往借入金の借換え（当該資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切り替えを除く）は含まない。 （7）県預託額 89,600千円 農業信用基金協会の預託額 179,200千円（自己借入分89,600千円、県89,600千円） （融資機関は、農業信用基金協会からの預託金の3倍協調で融資する。） （8）貸付目標額 537,600千円				

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計（農業改良資金）			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	昭和31～	事業主体	県	当初予算額	3,036 千円
事業目的	既貸付金（県貸付分）に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への納付、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。（平成22年10月1日より農業改良資金の貸付主体が日本政策金融公庫へ移管）			財源	繰越金 3,036 千円
				内	
				訳	
実施内容	1 償還金			255千円（◎255千円）	
	内訳）国 納 付 金 170千円				
	県一般会計繰出金 85千円				
	2 指導事務費			10千円（◎10千円）	
実施内容	3 予備費			2,771千円（◎2,771千円）	

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計（就農支援資金）			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	51,915 千円
事業目的	既貸付金（県貸付分）に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への償還、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。（平成26年4月1日より青年等就農資金（公庫資金）が創設されたことに伴い、就農支援資金の根拠法が廃止）			財源	繰入金 171 千円
				内	繰越金 47,790 千円
				訳	諸収入 3,954 千円
実施内容	1 償還金			7,875千円（◎7,875千円）	
	内訳）国 償 還 金 5,248千円				
	県一般会計繰出金 2,627千円				
	2 指導事務費			18千円（◎18千円）	
実施内容	3 特別準備金補助金			153千円（◎153千円）	
	4 予備費			43,869千円（◎39,915千円、◎3,954千円）	

事業名	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	平成25～	事業主体	県	当初予算額	489,388 千円	
事業目的	農業・漁業を経営する法人等の経営の維持・安定を支援するため、金融機関に県の原資を預託し、長期運転資金を低利で融通する。			財源内訳	諸収入	484,622 千円
					一般	4,766 千円
実施内容	1 預託金貸付金			210,156千円（◎210,156千円）		
	県の原資を融資機関へ無利子で預託し、これを融資機関は3倍協調して農業者・漁業者へ貸し付ける。					
	(1) 融資機関 7農協、県漁協、秋田銀行、北都銀行					
	(2) 融資枠 636,485千円（既貸付見込分 415,485千円 + 新規貸付分 221,000千円）					
	(3) 貸付対象者 (農業) 認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者					
	(漁業) 漁業所得が総所得の過半を占める漁業者及び経営開始後5年以内の漁業者					
	(4) 貸付限度額 個人 500万円、法人2,500万円					
	(5) 資金使途 当年又は翌年の経営に必要な運転資金（但し、既往負債の償還又は借り換えは除く）					
	(6) 貸付利率 1.45%（令和6年4月1日～令和7年3月31日）					
	(7) 償還期限 10年以内（うち据置3年以内）					
	(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）					
	(9) 債務保証への損失補償（新規貸付分債務負担額 2,210千円）					
秋田県農業信用基金協会又は全国漁業信用基金協会秋田支所が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償						
2 預託金貸付金（平成29年降ひょう被害分）			9,507千円（◎9,507千円）			
降ひょう被害の特例措置分として、県の原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は平成29年度で終了）。						
(1) 融資機関 こまち農業協同組合						
(2) 貸付残高 28,522千円						
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）						
(4) 貸付限度額 原則500万円（特別な事由がある場合は被害額が限度）						
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）						
(6) 貸付利率 無利子						
		貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
				県	市町村	融資機関
		1.00%	1.00%	0.50%	0.25%	0.25%
(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）						
(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）						
(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償						
(10) 貸付実績 52件、102,057千円（融資枠3億円）						
3 利子補給金（平成29年降ひょう被害分）			139千円（◎139千円）			
降ひょう被害の特例措置として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。						
※利子補給率 1.00%（県1／2、市町村1／4、金融機関1／4）						
4 預託金貸付金（平成29年豪雨災害分）			17,764千円（◎17,764千円）			
平成29年7月16日及び7月22日～23日に発生した豪雨並びに8月24日～25日の大雨による災害への特例措置分として、県の原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は平成29年度で終了）。						
(1) 融資機関 秋田なまはげ農業協同組合、あきた湖東農業協同組合、秋田おぼこ農業協同組合、秋田銀行						
(2) 貸付残高 53,494千円						
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）						
(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円（特別な事由がある場合は被害額が限度）						
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）						
(6) 貸付利率 無利子						
		貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
				県	市町村	融資機関
		1.00%	1.00%	0.50%	0.25%	0.25%
(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）						
(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）						

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 57件、193,680千円（融資枠6億円）

5 利子補給金（平成29年豪雨災害分） 262千円（◎262千円）

平成29年7月16日及び7月22日～23日に発生した豪雨並びに8月24日～25日の大雨による災害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。

※利子補給率 1.00%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

6 預託金貸付金（令和3年豪雪災害分） 30,885千円（◎30,885千円）

令和3年豪雪災害（令和2年12月14日～）による被害への特例措置分として、県の実資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和3年度で終了）。

(1) 融資機関 秋田おぼこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、こまち農業協同組合、うご農業協同組合、秋田銀行

(2) 貸付残高 93,215千円

(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）

(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円

(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.02%	1.02%	0.51%	0.255%	0.255%

(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 27件、140,304千円（融資枠3億円）

7 利子補給金（令和3年豪雪災害分） 471千円（◎471千円）

令和3年豪雪災害（令和2年12月14日～）による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。

※利子補給率 1.02%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

8 預託金貸付金（令和4年豪雨災害分） 16,310千円（◎16,310千円）

令和4年豪雨災害（令和4年8月3日～）による被害への特例措置分として、県の実資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和4年度で終了）。

(1) 融資機関 あきた北農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合、あきた湖東農業協同組合

(2) 貸付残高 48,062千円

(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）

(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円

(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.05%	1.05%	0.525%	0.2625%	0.2625%

(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 15件、56,970千円（融資枠3億円）

9 利子補給金（令和4年豪雨災害分） 256千円（◎256千円）

令和4年豪雨災害（令和4年8月3日～）による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。

※利子補給率 1.05%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

10 預託金貸付金（令和5年大雨災害分）

200,000千円（㊦200,000千円）

令和5年大雨災害（令和5年7月14日～）並びに夏期の高温障害による被害への特例措置分として、県原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和5年度で終了）。

- (1) 融資機関 あきた北農業協同組合、秋田おばこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、こまち農業協同組合
- (2) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）
- (3) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円
- (4) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）
- (5) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.21%	1.21%	0.605%	0.3025%	0.3025%

- (6) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (7) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (8) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償
- (9) 貸付実績 7件、20,570千円（融資枠6億円）

11 利子補給金（令和5年大雨災害分）

3,638千円（○3,638千円）

令和5年大雨災害（令和5年7月14日～）並びに夏期の高温障害による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。

※利子補給率 1.21%（県1／2、市町村1／4、金融機関1／4）

事業名	林業・木材産業改善資金貸付事業（特別会計）							担当	金融・団体指導チーム		
事業年度	昭和51～	事業主体		県				当初予算額	304,367 千円		
事業目的	林業・木材産業経営の改善又は労働災害の防止、後継者の養成確保等を図るため、林業及び木材産業関係者に対して無利子の資金を融資する。							財源内訳	繰入金	668 千円	
									繰越金	283,931 千円	
									諸収入	19,768 千円	
実施内容	1 林業・木材産業改善資金							30,000千円（◎30,000千円）			
	(1) 貸付利率 無利子										
	(2) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）										
	(3) 貸付限度額 個人15,000千円、会社30,000千円、団体50,000千円 （ただし、木材製造業、木材卸売業、木材市場業に係る事業を実施する場合1億円）										
	(4) 貸付枠 30,000千円										
	(5) 貸付対象者 林業及び木材産業関係者（個人、会社、団体）										
	2 林業・木材産業改善資金取扱事務費							668千円（△668千円）			
	(1) 資金取扱事務費及び委託費										
	3 予備費							254,199千円（◎234,431千円、◎19,768千円）			
	4 補助金自主納付額							19,500千円（◎19,500千円）			
補助金自主納付金（貸付実績減による国庫補助金等の自主納付）											
※貸付財源は国2／3、県1／3で造成されており、その割合に応じて、国庫分は自主納付し、県分は一般財源へ繰出しする。											
(1) 補助金自主納付金 13,000千円											
(2) 一般財源繰出金 6,500千円											
(参考) 貸付実績											
(単位：件、千円)											
年 度	H25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
貸付件数	0	2	2	3	3	3	3	1	0	1	1
貸付金額	0	45,000	13,000	52,170	89,000	35,800	70,100	29,000	0	26,300	20,900

事業名		木材産業等高度化推進事業							担 当		金融・団体指導チーム		
事業年度		昭和54～		事業主体		県			当初予算額		702,375 千円		
事業目的	森林組合、木材関係協同組合等に木材の生産、流通、加工に要する資金の一部を融資し、木材産業の振興を図る。								財	諸収入	702,375 千円		
									源				
									内				
									訳				
実施内容	1 木材産業等高度化推進資金貸付金								468,250千円（◎468,250千円）				
	県が木材産業等高度化推進資金の原資として金融機関にその原資を預託し、金融機関が融資を行う。												
	(1) 預託金融機関 商工中金、秋田銀行、北都銀行、秋田県信用組合、農林中央金庫												
	(2) 融 資 枠 1,059,000千円												
	(3) 貸 付 利 率 運転資金（短期）保証なし1.30～1.60%、保証付き0.90～1.20%												
	(4) 貸付対象者 森林組合、同連合会、木材関係協同組合、同連合会、数人共同体及びその他知事が認める事業体で合理化計画の認定を受けた者又は林業経営を営む者で林業経営改善計画の認定を受けた者												
	(5) 償 還 期 間 1年以内												
	2 農林漁業信用基金償還金								234,125千円（◎234,125千円）				
	県が木材産業等高度化推進資金の原資として預託する額のうち、農林漁業信用基金からの借入額。												
	出資・利子補給 預託原資借入 貸付原資預託金 貸付 国 農林漁業信用基金 県 金融機関 借受者 債務保証												
(参 考) 木材産業等高度化推進資金貸付実績 ※令和5年3月末 (単位：百万円)													
年 度		H24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	4	
貸付金額		2,371	2,019	1,347	1,341	1,004	906	792	1,015	990	532	545	

事業名	水産金融対策事業			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	昭和44～	事業主体	県	当初予算額	2,834 千円
事業目的	漁業者等に対し系統金融機関が行う長期低利設備資金等の融通の円滑化や固定化債務の整理による漁業経営の安定を図るため、県が利子補給を行い、漁業者等の資本整備（漁船の更新、機関換装等）の高度化による漁業経営の近代化や維持・安定を支援する。			財源内訳	一般 2,834 千円
実施内容	1 漁業近代化資金利子補給金（S44～） 2,258千円（◎2,258千円） （1）利子補給金 2,258千円 （2）利子補給先 秋田県漁業協同組合、農林中央金庫秋田支店 （3）償還期限 20年以内 （4）利子補給率 漁業者等向け 1.25%（貸付利率は1.10%）令和6年3月18日現在 （5）令和6年度融資枠 50,000千円 （6）債務負担行為限度額 6,724千円（R7～26） 2 漁業経営維持安定資金利子補給金（S51～） 421千円（◎421千円） （1）利子補給金 421千円 （2）利子補給先 秋田県漁業協同組合 （3）償還期限 15年以内 （4）利子補給率 1.25%（貸付利率は1.10%）令和6年3月18日現在 （5）令和6年度融資枠 11,000千円 （6）債務負担行為限度額 1,141千円（R7～21） 3 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金 155千円（◎155千円） 一般会計繰出金（特別会計の指導旅費・事務費、事務委託料等） （1）委託先 農林中央金庫秋田支店 （2）委託の内容 沿岸漁業改善資金の貸付及び償還等の事務 （3）委託費の積算 ①当該年度内の貸付金累計額の1% ②当該年度内償還金累計額の0.5% ③これらの算出額に対する消費税 委託費＝①～③の合計額				

事業名	沿岸漁業改善資金（特別会計）			担当	金融・団体指導チーム
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	176,465 千円
事業目的	沿岸漁業者等の経営改善に資するため、経営等改善資金や生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金など、必要な資金を県が無利子で融資する。			財源内訳	繰入金 155 千円 繰越金 174,175 千円 諸収入 2,135 千円
実施内容	1 貸付金 13,000千円（◎13,000千円） （1）経営等改善資金 ①貸付金額 6,500千円 ②貸付内容例 ア 操船作業省力化機器等の導入（自動操舵装置、レーダー等） イ 燃料油消費節減機器等の導入（推進機関、定速装置等） （2）青年漁業者等養成確保資金 ①貸付金額 6,500千円 ②貸付内容例 沿岸漁業の開始に必要な費用（漁船、漁具購入費等） 2 指導事務費 155千円（◎155千円） 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金 3 予備費 163,310千円（◎161,175千円、◎2,135千円） 資金造成額 185,775千円（国2／3 県1／3）				

